

<対象施設>

- 介護保険施設
  - ・介護老人福祉施設
  - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - ・介護老人保健施設
  - ・介護医療院
- 居住系介護サービス
  - ・特定施設入居者生活介護
  - ・地域密着型特定施設入所者生活介護
  - ・認知症対応型共同生活介護
- 老人福祉法による施設
  - ・養護老人ホーム
  - ・軽費老人ホーム
  - ・有料老人ホーム
- 高齢者住まい法による住宅
  - ・サービス付き高齢者向け住宅
- 生活保護法による保護施設
  - ・救護施設
  - ・更生施設
  - ・宿所提供施設
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等
  - ・障害者支援施設
  - ・共同生活援助事業所
  - ・重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）
  - ・福祉ホーム
- その他の社会福祉法等による施設
  - ・社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）
  - ・生活困窮者・ホームレス自立支援センター
  - ・生活困窮者一時宿泊施設
  - ・原子爆弾被爆者養護ホーム
  - ・生活支援ハウス
  - ・婦人保護施設
  - ・矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）
  - ・更生保護施設

※居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者も含むことができる。

＜具体的なサービス＞

○居宅サービス等（介護）

- ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

○訪問系サービス等（障害福祉）

- ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。